

## 第71回 奈良県固定資産評価審議会の開催について

地方税法第401条の2の規定により、平成27年度の固定資産税評価替えの基礎となる県内市町村の宅地等の基準地価格について審議するため、開催します。

### 1. 開催日時

平成26年12月3日（水） 15時30分～16時30分

### 2. 場所

奈良県文化会館1階 第2会議室  
奈良市登大路町6-2

### 3. 議題

平成27基準年度における固定資産税に係る基準地の適正な価格について

### 4. その他

- ・ 審議会冒頭において、当審議会の公開の可否を審議します。
- ・ 審議の結果、非公開と決定した場合は、審議の傍聴はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 傍聴手続きは以下のとおりです。
  - ① 受付は会場で行います。
  - ② 傍聴の受付は15時より先着順で行い、満席になり次第、または、開始10分前に受付を終了します。（定員5人程度）
- ・ 審議の概要については、後日ホームページに掲載します。